# 身体障害者手帳交付（再交付）申請について

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき障害を有する者が、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加しやすくするためのものです。

## ○ 対 象 者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）に一定以上の永続する障害を有する方が対象。　※障害の程度は１級から６級まで、１級が最も重度。

## ○ 申請手続き

必要なもの

１　身体障害者手帳交付申請書

２　身体障害者手帳用診断書・意見書（身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する医師によって書かれたもの）

３　証明写真（たて４㎝×よこ３㎝）　**２枚**　※手帳の紛失・破損等の申請の場合は、１枚

　① 上半身脱帽で一年以内に撮影したもの　② 白黒、カラー、スナップいずれも可

４　対象者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード）

５　来所される方の身分が確認できるもの（運転免許証など）

６　（再交付申請の場合）現在お持ちの身体障害者手帳の写し

## ○ 諸手続の必要書類

| 申請内容 | 申請書 | 診断書 | 写真 | 身障手帳の写し |
|---|---|---|---|---|
| 新規 | 新規申請書 | ○ | ２　枚 | ― |
| 再交付<br>再認定<br>障害程度の変更<br>障害の追加 | 再交付申請書 | ○ | ２　枚 | ○ |
| 再交付<br>紛失、破損<br>写真貼替<br>その他 | 再交付申請書 | ― | １　枚 | ○<br>※紛失の場合は不要 |
| 記載事項変更<br>住所変更<br>氏名変更 | 居住地・氏名<br>変更届 | ― | ― | ―<br>※身障手帳の原本 |
| 手帳の返還<br>障害状況の改善<br>死亡 | 身体障害者手帳<br>返還届 | ― | ― | ―<br>※身障手帳の原本 |

※　各種申請書や診断書は、宮城県のホームページからダウンロードができます。また、福祉課窓口または市民課窓口にて配布もしています。

裏面に続く

**○　身体障害者手帳用診断書・意見書を作成してもらう前に**

医療機関で身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する指定医師の確認をお願いします。

※ 診断書・意見書は、１５条指定医師によって書かれたものが認定対象となります。それ以外の医師によって書かれたものは県から戻され、診断書・意見書の再作成が必要になります。

※ 病気やけがが身体障害者福祉法に基づく障害の程度に該当するかどうかは、身体障害者福祉法第１５条指定医師の診断・意見に基づく宮城県での判定となります。そのため、白石市福祉課の担当者では明確にお答えができませんので、ご了承願います。

**○　申請の流れ**

１．対象者が医療機関を受診し、身体障害者手帳用の診断書・意見書を作成してもらう
２．福祉課に新規申請の手続きをする
３．申請書類を白石市が宮城県に送付する
４．宮城県で障害程度の判定を行う
５．判定結果および身体障害者手帳が宮城県から白石市に届く
６．白石市から対象者に身体障害者手帳交付通知書を送付する
７．対象者が通知を確認し、福祉課で身体障害者手帳を受け取る

通常では、申請から通常１か月程度で身体障害者手帳が送付されます。

ただし、提出された身体障害者診断書・意見書の内容に疑義がある場合には、診断書を書いた指定医に内容について照会する場合があり、さらに日数がかかることがあります。

また、

・身体障害者福祉法別表に該当しない又は７級相当と思われる場合
・等級認定にあたって専門的な検討が必要であると思われる場合
・指定医師の等級意見と県事務局（リハビリテーション支援センターの等級意見が異なる場合）

については、宮城県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に諮問する場合がありますので、さらに日数がかかる場合があります。この審査部会は２か月に１度（原則：奇数月の第３水曜日）開催され、審議されます。

その際には、手帳の交付が遅れる旨についてご通知しますので、ご了承願います。

**＜　問い合わせ先　＞**

白石市保健福祉部福祉課
住　　所　　〒　９８９－０２３１　　宮城県白石市福岡蔵本字茶園６２－１
電話番号　　０２２４－２２－１４００
ＦＡＸ　　０２２４－２６－２６９９

※ お電話でお問い合わせする際は、「身体障害者手帳に関するお問い合わせ」とお伝えください。